



# 法エール

Vol. 86

H28. 2. 20



## ご挨拶

当法人では、毎月正社員を対象にした社内研修会を実施しています。その研修会では、各事務所で担当した受託案件の報告や問題点の解決策の検討のほか、司法書士資格を中心とした士業資格取得に向けた勉強会などを行っています。

現段階では、残念ながら、まだ当法人の研修会に参加して司法書士試験に合格した者はいませんが、過去に二人行政書士試験に合格した者がいます。そして、先月行政書士試験の合格発表があり、嬉しいことに三人目となる行政書士試験合格者を輩出することができました。

やがて60歳を迎える中途入社の子社員ですが、合格するまでに約1万頁の本を読んだと言っています。一日30頁読んだとしても、約2年ほどかかる量です。

「継続は力なり」と言いますが、先人が言っているように、誰もができることを誰もできないくらいにやり続けることが大切です。

そして、人生には「いま」という時間と、「ここ」という空間以外には存在しませんが、生きるとは、「いま」「ここ」を中断なく生きる、ということであり、「いま」「ここ」を完全燃焼し、「いま」「ここ」に全力を尽くすことも必要です（致知出版：ポケット名言集参考）。

また、ビジョンを持つことも大切でしょう。当法人の今年の年度方針を、「一意専心・未来を描き、己を育てる」としました。思い描いた将来の自分が、現在の自分を成長に導いてくれる。そして、自分と法人の未来をより良く創造し、ひたすら一途に法律学を学び、幅広く質の高い法的サービスを提供するための挑戦を続けることで、地域社会の役に立ちたい、という思いが込められています。

司法書士の試験は、毎年7月。今年は、何としても司法書士試験合格者を輩出したいと思っています。そして、その合格者と共に、法人が一体となって、皆様の身近な法律家としてお役にたてるよう、頑張っていきます。

それでは、今月の法エールもよろしくお祈りします。

（代表社員 大島 隆広）



## ～交通事故～



前回より、交通事故に関する内容をご紹介します。交通事故に遭ってしまうと、多くの場合、保険によって事故車両の修繕や、相手方への賠償がなされるかと思われがちです。そこで、今回は自動車を運転する際に加入することになる強制保険と任意保険についてご紹介致します。

自動車損害賠償保障法5条によって加入することが義務づけられている保険が、強制保険で、自賠責保険ともいわれます。任意保険とは、強制保険では填補しない範囲の事故による損害まで填補するために、任意で加入する保険です。

人身事故による損害は、まず強制保険によって填補され、強制保険の保険額を超える損害は、任意保険で填補されることとなります。被害者は、加害者の加入する任意保険会社に対して、1回の請求手続をすれば、強制保険も任意保険も一括して、保険金の支払を受けることができます。

強制保険は被害者の救済を目的とする保険ですので、被害者の過失をほとんど考慮せずに支払われます。また、強制保険は人身事故による損害のみを填補しますが、任意保険は契約によって対物事故による物損も填補します。

強制保険の保険金額は、自動車損害賠償保障法施行令によって基準が定められていて、傷害の場合には被害者1人につき120万円、後遺障害の損害は、後遺障害の程度に応じて支払われます。死亡事故の場合には、通常、ほぼ無条件で、最高限度額の3000万円が支払われます。

損害保険料率算出機構の資料によると、平成23年3月末時点における対人任意保険加入率は、自家用普通乗用車（81.9%）、軽四輪乗用車（74.9%）、二輪車（40.4%）となっていて任意保険の加入者は少ないようです。

自動車事故の判例をみますと、約3億3千万円の損害を認めた判決（東京地裁平成16年6月29日判決）もありますので、自動車を運転する方は、少なくとも4億円程度の任意保険に加入することの検討が必要になります。

また、加害者が任意保険に加入していない場合には、被害者側でも治療費等の金額を抑えるために、入通院時には健康保険を利用することも1つの方法でしょう。

交通事故の損害賠償請求権は3年（民法724条）で時効によって消滅します。後遺症に関する請求権の時効は、病院で後遺症の診断を受けたときから起算します。自賠責保険金請求権は、自動車損害賠償保障法の改正により、保険金等の請求権の時効が2年から3年に改正されました。

（参考文献：くらしの法律Q&A～編集 日本女性法律家協会～）

## 判例紹介

### ～遺言無効確認請求事件～

（平成27年11月20日 第二小法廷判決）



#### <事案の概要>

Aさんは、遺産の大半を被上告人に相続させる内容の遺言を自書し、遺言書を作成した。その16年後Aさんは、死亡し、遺言書が発見されたが、遺言書には、文面全体の左上から右下にかけて赤色ボールペンで1本の斜線が引かれていた。本件斜線は、Aさんが故意に引いたものであった。

#### <判旨>

上告人はAさんが故意に遺言書を破棄したことにより本件遺言を撤回したものとみなされると主張し、遺言が無効であることの確認を求めたが、原審は、斜線が引かれた後も遺言書の元の文字が判読できる状態である以上、「故意に遺言書を破棄したとき」には該当しないとして、上告人の請求を棄却すべきものとした。

しかしながら、本判決では、以下の理由で原判決を破棄し、自筆証書による遺言が無効であることを確認した。

民法は、自筆証書である遺言書に改変等を加える行為について、それが遺言書中の加除その他の変更に当たる場合には、968条2項所定の厳格な方式を遵守したときに限って変更としての効力を認める一方で、それが遺言書の破棄に当たる場合には、遺言者がそれを故意に行ったときにその破棄した部分について遺言を撤回したものとみなすこととしている（1024条前段）。

本件のように赤色のボールペンで遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるから、その行為の効力について、一部の抹消の場合と同様に判断することはできない。

以上によれば、本件遺言書に故意に本件斜線を引く行為は、民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当するというべきであり、これによりAさんは本件遺言を撤回したものとみなされることになる。したがって、本件遺言は、効力を有しない。

【民法968条】

1. 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
2. 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

【民法1024条】 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

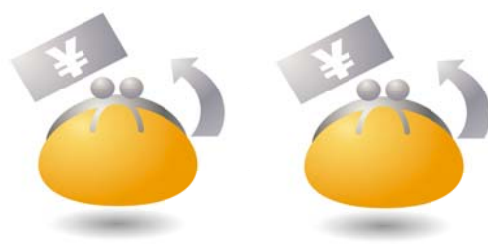
<コメント>

本判決は、民法1024条の遺言書の撤回に関する最高裁の見解を示したものです。

自筆証書遺言の加除変更の効力に関する民法968条2項を考慮し、故意に本件斜線を引く行為の有効性について判断したものとして意義を有するものと考えられます。

## コラム

～私の財布～



先日、財布を失くしました。よく行く温泉の脱衣所に置いたまま帰ってきてしまったようで、すぐに戻って使っていたロッカー付近を捜しましたが見つからず、フロントにも届いてはいませんでした。フロントの方に、清掃のときに見つかるかもしれないので明日改めて連絡して下さいと言われ、その日は帰りました。次の日、半ば諦め状態でしたが、一応と思ってフロントに連絡すると、ありました！とのこと。早速、仕事終わりに取りに行きました。免許証と保険証さえ無事なら、他は無くなってもいいかなと思っていましたが、有難いことに全部そのまま入っていました。やっぱり世の中捨てたものではないですね！

(健軍事務所 木村 円香)

## 司法書士日記



私が所属している日創研経営研究会という会で、先日「13の徳目朝礼大会」の南九州予選会がありました。これは、「13の徳目」という教材を使って朝礼をするというもので、熊本からは7名のメンバーで望みました。私も応援に行きましたが、各県代表の朝礼を見て、大変勉強になりました。朝礼の司会者が、メンバーの意見を引き出し、それをさらに掘り下げ、新たな気づきややる気を引き出していく姿勢は、真のリーダーとはこうあるべきという見本のように思いました。

まだまだリーダーとして未熟な私ではありますが、これに近づけるように頑張ろうと気持ちを新たにすることができ、参加して大変良かったです。

(薄場事務所 司法書士 井上 勉)

## お知らせ



### ~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

### 命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

**龍田事務所** 〒861-8006  
熊本市北区龍田3丁目32番18号  
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799

**清水事務所** 〒861-8066  
熊本市北区清水亀井町16番11号  
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044

**薄場事務所** 〒861-4131  
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内  
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710

**健軍事務所** 〒861-2106  
熊本市東区東野1丁目1番12号  
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355

ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>